



就学援助制度のお知らせ

尾張旭市教育委員会

尾張旭市では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に、就学の援助を行っています。

1 援助の対象となるかた及び必要書類

次のいずれかに該当し、教育委員会が認定したかたに支給します。

援助受給条件	申請時添付書類※1
1 生活保護を受けている	—
2 生活保護が停止又は廃止	生活保護停止廃止通知書写し ※停止・廃止の年度のみ
3 市町村民税が非課税又は減免された	世帯全員の非課税証明書原本又は減免通知書写し ※2
4 個人事業税又は固定資産税が減免された	減免通知書写し又は賦課決定通知書写し
5 国民年金の保険料が免除又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された	国民年金保険料免除申請承認通知書写し又は国民健康保険税減免決定通知書写し
6 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書写し
7 生活福祉資金貸付を受けた	貸付決定通知書写し（当該年度）
8 日雇労働被保険者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である	公共職業安定所発行の対象者手帳写し
9 その他、経済的に困窮している（世帯の所得基準は、世帯の人数、年齢等の構成により異なります。）	経済的に困窮している場合 ※2 （以下のいずれか。ただし世帯全員分必要。） 令和6年分給与所得の源泉徴収票 令和6年分所得税確定申告書写し 令和7年度市町村民税課税証明書 令和7年度市町村民税特別徴収税額通知書 令和7年度市町村民税納税通知書

※1 添付書類については、写しで結構です。

※2 令和7年1月1日時点で尾張旭市に住民票がある方の場合、添付書類の提出は不要

2 申請手続き

- (1) 申請書に必要事項を記入のうえ、「①必要な添付書類」、「②振込先が確認できるもの写し」、「③申請者の身分証明書の写し」を、下記「6 問い合わせ先及び送付先」まで持参又は郵送してください。（申請書は、ホームページよりダウンロードできます。）
- (2) 申請は随時受け付けておりますが、申請された月の翌月分からの支給となります。

※私立小中学校へ入学・通学する場合は、就学援助制度の対象となりません。

3 援助の種類と額（年額）

費 目		小 学 校	中 学 校
学用品費等		1年生 11,630円 2年生以上 13,900円	1年生 22,730円 2年生以上 25,000円
新入学用品費		64,300円	81,000円
校外活動費	(宿泊無)	実費援助（上限1,600円）	実費援助（上限2,310円）
	(宿泊有)	実費援助	実費援助
給食費		—	現物給付
修学旅行費		実費援助	
医療費		実費援助（※学校病のみ）	
オンライン学習通信費		上限15,000円	

※ 学校病とは、トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）です。

※ 生活保護を受給されている方については、上記の内、「修学旅行費」と「医療費」のみが援助の対象となります。

4 援助費の支給について

入学前に新入学学用品費を支給されていない方は5月に支給し、その他の費用については各学期末（7月・12月・3月）に支給します。

ただし、学校給食費は現物給付とし、就学援助費の支給時、給食費分は除かれます。

5 認定時期について

就学援助認定は当初4月と住民税決定後の8月の年2回です。（8月に手続きは必要ありません。認定・否認定に変更があった方のみ通知します。）

6 問い合わせ先及び送付先

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1

尾張旭市教育委員会 学校教育課 庶務係

電話（0561）76-8176（直通）

（0561）53-2111（代表）内線613・614